

令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

老齢年金の受給資格期間短縮が国民年金保険料の納付行動に及ぼした影響

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

研究分担者 大津唯(埼玉大学大学院人文社会科学部准教授)

研究要旨

本稿では 2017 年 8 月 1 日に行われた年金の受給資格期間の 25 年から 10 年への短縮(期間短縮)により、国民年金保険料の納付行動あるいは納付意欲が変化していないか、「匿名年金情報」と「国民年金被保険者調査」調査票情報の 2 つのデータに基づき検討した。

「匿名年金情報」に基づくと、制度改正時に 30～49 歳で、年金給付を受給するために達成可能な受給資格期間が 25 年未満である場合、未納率の相対的な低下速度は、期間短縮により毎月 0.3%ポイント遅くなった可能性がある。

「国民年金被保険者実態調査」に基づくと、本人の記憶する受給資格期間が 10 年以上 25 年未満かつ 55～59 歳の場合、期間短縮により 1 号期間滞納率を上昇させた可能性がある一方、未納率に関しての効果は正負混在していた。

また「年金の受給資格を得るために必要な資格期間が 10 年以上必要である」という知識は、本人の記憶する受給資格期間が 10 年未満である場合、1 号期間滞納率や今後の納付を拒否する割合を相対的に高めた可能性がある一方、未納率に関してはそうした可能性を確認できなかった。

さらに、55～59 歳で本人の記憶する受給資格期間が 10 年未満あるいは 25 年未満である場合、期間短縮は今後の納付を拒否する確率を低下させた可能性がある。

その他に、所得の代理変数である消費額が高いこと、生命保険料・個人年金保険料納付額が高いこと、あるいは免除制度や保険料納付猶予制度に関する知識があると 1 号期間滞納率や未納率は相対的に低い傾向がある一方、雇用者の場合、1 号期間滞納率や未納率は自営業者と比べ相対的に高い傾向にあること等、先行研究による知見も再確認された。

A. 研究目的

の受給資格期間の 25 年から 10 年への短縮

本稿では 2017 年 8 月 1 日に行われた年金

(期間短縮)により、国民年金保険料の納付行

動あるいは納付意欲が変化していないか、「匿名年金情報」(2020年度末時点における国民年金被保険者第1号被保険者の2016年7月～2019年3月分の保険料納付状況)と「国民年金被保険者調査」(2017年、2020年)調査票情報の2つのデータに基づき検討した。

B. 研究方法

将来的に達成可能な受給資格期間が10年以上25年未満であった人は、期間短縮により受給資格期間を満たせる可能性が復活したことで、保険料を積極的に支払うようになる可能性がある一方、25年から10年へと受給資格期間の要件が緩和されたことで、逆に保険料を納付しなくなる可能性もある。

「匿名年金情報」に基づく分析では、月次の未納状況の変数が入手可能であるため、被説明変数を月ごとの未納の有無とし、説明変数として、将来的に達成可能な受給資格期間3区分(10年未満、10年以上25年未満、25年以上)および制度改正(2017年8月)以降かどうかの交差項を用いることで、期間短縮という制度改正前後で、未納率が変化したかを線形確率モデル(固定効果)に基づき検証した。

「国民年金被保険者実態調査」に基づく分析では、被説明変数を、調査年度前の過去2年間の実際の保険料納付状況(1号期間滞納および一部納付)と、これからの国民年金の保険料納付に対する拒否(もうこれ以上納めない)とし、説明変数として年齢階級と制度改正後と

なる2020年調査ダミーの交差項を用い、本人が記憶する受給資格期間3区分(10年未満、10年以上25年未満、25年以上)別にLogit Modelで推計することで、期間短縮という制度改正の前後で、未納行動が変化したかを検証した。

(倫理面への配慮)

匿名化された業務データ・調査票情報の2次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう分析を行っている。

C. 研究結果

主な知見は以下5点である。

① 「匿名年金情報」に基づく、制度改正時に30～49歳で、年金給付を受給するために達成可能な受給資格期間が25年未満である場合、未納率の相対的な低下速度は、期間短縮により毎月0.3%ポイント遅くなった可能性がある。ただし、50歳以上では同様の効果は観察されなかった。

② 「国民年金被保険者実態調査」に基づく、本人の記憶する受給資格期間が10年以上25年未満かつ55～59歳の場合、期間短縮により1号期間滞納率を上昇させた可能性がある一方、未納率に関しての効果は正負混在していた。

③ 「年金の受給資格を得るために必要な資格期間が10年以上必要である」という制度理解があると、本人の記憶する受給資格期

間が10年未満である場合、1号期間滞納率や今後の保険料納付を拒否する割合が相対的に高い一方、未納率に関してはそうした傾向を確認できなかった。

④ さらに、55～59歳で本人の記憶する受給資格期間が10年未満あるいは25年未満である場合、期間短縮は今後の保険料納付を拒否する確率を低下させた可能性がある。

⑤ そのほかに、世帯所得の代理変数である世帯消費額が高いほど、生命保険料・個人年金保険料納付額が高いほど、あるいは免除制度や保険料納付猶予制度に関する制度理解があると1号期間滞納率や未納率は相対的に低い傾向がある一方、雇用者(非正規雇用のみならず常用雇用を含む)の場合、1号滞納率や未納率は自営業者と比べ相対的に高い傾向にあること等、先行研究による知見も本稿が用いた新たなデータにおいても再確認された。

D. 考察

受給資格期間短縮という制度改正の効果が、トレンド項や年齢階級と、制度改正時点前後を表すダミー変数との交差項で捉えられることを前提としている。そのため、当該交差項に他の制度改正の効果が入り込んでいる可能性や、逆に他の制度改正の効果と相殺されていて統計的に有意となっていない可能性もある。また未納率低下のトレンドを統御するかどうか、あるいはどの指標あるいはどの基準カテゴリーを

採用するかで、期間短縮の効果は異なって捉えられる。

E. 結論

受給資格期間短縮が一部の属性集団において、1号期間滞納率や今後の保険料納付意欲を低下させ、月ごとの未納率の低下傾向をやや緩和させたとすれば、保険料免除制度や保険料納付猶予制度の周知あるいは申請に頼らない積極的な制度適用、そして雇用者への被用者保険のさらなる適用拡大は重要な政策的対応となり得る。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

